

## 愛知東邦大学学則（案）

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** 愛知東邦大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、本学園建学の精神に基づく人間教育を行い、広い教養と深い専門知識を授けるとともに、旺盛なる自主の精神と強い責任感を涵養して、地域社会の発展に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。

(自己点検及び自己評価)

**第2条** 本学は、教育・研究の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に必要な事項は、別に定める。

### 第2章 学部、学科及び附属機関等

(学部、学科及び教育研究上の目的)

**第3条** 本学に次の学部、学科を置く。

経営学部	ビジネス学科
	コミュニケーション・デザイン学科
人間健康学部	人間健康学科
教育学部	子ども発達学科

2 経営学部ビジネス学科は、長期な視点を持ち、必要となる経営課題を提示し、かつ地域経済社会の課題を解決しうる構想力と実践力を備えた人材の育成を教育研究の目的とする。

3 経営学部コミュニケーション・デザイン学科は、デジタルコンテンツを活用し、多様化する人々の認知・行動変容を主導的に対処・改革し、将来構想をデザインすることで企業における中長期課題を解決できる人材の育成を教育研究の目的とする。

4 人間健康学部人間健康学科は、健康、福祉、心理の知識、技能を身に付けたトレーナー、各種スポーツ指導者、カウンセラー等の育成を教育研究の目的とする。

5 教育学部子ども発達学科は、保育、幼稚教育、小学校及び中学校教育に関する専門的な知識及び技能を身に付けた保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭の育成を教育研究の目的とする。

(附属機関)

**第4条** 本学に附属機関を置く。

2 附属機関に関する規程は別に定める。

(事務局)

**第5条** 本学に事務局を置く。

2 事務組織及び事務分掌に関する規程は別に定める。

### 第3章 学生定員及び修業年限

(学生定員)

**第6条** 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

		入学定員	3年次編入学定員	収容定員
経営学部	ビジネス学科	120名	3名	486名
コミュニケーション・デザイン学科		50名	2名	204名
人間健康学部	人間健康学科	126名	3名	510名
教育学部	子ども発達学科	50名		200名

(修業年限及び在学期間)

**第7条** 修業年限は4年とする。

- 2 学生は、休学の期間を除き8年を超えて在学することはできない。
- 3 第26条の規定により入学した者については、休学の期間を除き同条第2項の規定に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。
- 4 第26条の2の規定により入学した者については、休学の期間を除き同条第2項の規定に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。
- 5 第26条の3の規定により入学した者については、休学の期間を除き、再入学以前の年数を加えて8年を超えることができない。

### 第4章 学年・学期及び休業日

(学年)

**第8条** 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

**第9条** 学期を分けて次の2期とする。ただし、前期の終了日及び後期の開始日については、年度により学長が必要と認めた場合は変更することがある。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(授業日数)

**第10条** 年間の授業日数は期末試験等の期間を含め、原則として35週とする。

(休業日)

**第11条** 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 5月2日
- (4) 春期休業
- (5) 夏期休業

(6) 冬期休業

- 2 前項第4号から第6号の休業の期間に関しては、別に定める。
- 3 学長が必要と認めた場合は、第1項に規定する休業日において、授業を行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

## 第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目の区分)

**第12条** 授業科目を分けて、総合教養科目、専門科目および教職課程科目とする。

- 2 授業科目の種類、単位数、開講年次及び必修、選択科目の別等は別表1のとおりとする。  
(教職課程)

**第12条の2** 教育職員免許法による免許状を取得しようとする学生のために教職課程を置く。

- 2 前項に定める教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 3 前々項に定める教職課程の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 本学の学部・学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

人間健康学部	人間健康学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	保健体育
教育学部	子ども発達学科	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	保健体育

(保育士養成課程)

**第12条の3** 保育士の資格を取得しようとする学生のために保育士養成課程を置く。

- 2 前項に定める保育士資格取得をしようとする者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 3 前々項に定める保育士養成課程の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 本学の教育学部子ども発達学科において当該所要資格の種類は、次のとおりとする。

教育学部	子ども発達学科	保育士
------	---------	-----

(授業の方法)

**第12条の4** 授業は講義、演習、実験、実習、実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディ

アを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(単位の計算方法)

**第13条** 各授業科目的単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義・演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 外国語については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間をもって1単位とする。
- (4) 卒業研究については、4単位とする。
- (5) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2つ以上の方法の併用により行う授業科目については、その組み合わせに応じ、前号までに規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

**第14条** 授業科目を履修しその試験に合格、または学修の成果を評価し到達目標に達した者は、所定の単位を与える。

(学修の評価)

**第15条** 学修の評価は、A+、A、B、C、Dをもって表し、A+、A、B、Cを合格としDを不合格とする。

(追試験)

**第16条** 病気その他本学が認めたやむをえない事由のため、期末試験に欠席した者は、追試験によって単位の修得の認定を受けることができる。

(再試験)

**第17条** 成績が不合格のため、単位の修得認定を受けることができない授業科目については、再試験を行うことがある。

(委任)

**第18条** この章に規定するものの他、教育課程及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 卒業の要件及び学位

(卒業の要件)

**第19条** 卒業の要件は、休学期間を除き、本学に4年以上（第26条、第26条の2、第26条の3の規定により入学を許可された者については、各条第2項の規定に定められた在学すべき年限以上）在学し、所定の課程を修めた者には当該学部教授会の意見を聞いて学長が卒業証書を授与する。

- 2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第12条の4第2項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60単位を超えないものとする。
- 3 卒業に必要な単位の修得に関する細則は、別に定める。

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

**第19条の2** 本学は教育上有益と認めるときは、入学後に学生が他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について履修した単位が60単位を超えない範囲で本学において修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む）又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する規程は別に定める。

(他の大学又は短期大学以外の教育施設等における学修)

**第19条の3** 本学は教育上有益と認めるときは、入学後の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修、これらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係わる学修又は第45条に定めるプログラムによる学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第19条の4** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学・専門職大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第19条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 既修得単位等の認定に関する規程は別に定める。

(本学の他学部又は他学科における授業科目の履修等)

**第19条の5** 学生は、本学の他学部又は他学科の開講科目のうち、大学が指定する授業科目を履修することができる。

2 本学の他学部又は他学科における授業科目の履修等に関する規程は別に定める。

(学位)

**第20条** 本学を卒業した者には、以下の学位を授与する。

経営学部	ビジネス学科	学士（経営学）
------	--------	---------

コミュニケーション・デザイン学科	学士（経営学）
------------------	---------

人間健康学部	人間健康学科	学士（人間健康学）
--------	--------	-----------

教育学部 子ども発達学科

学士（教育学）

## 第7章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

**第21条** 入学、編入学、転入学及び再入学の時期は年度の初めとする。

(入学の資格)

**第22条** 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者として文部科学大臣が指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 昭和23年文部省告示47号をもって文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

**第23条** 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 前項の書類の提出時期、方法及び提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

**第24条** 前条の規定により入学を志願した者については、当該学部教授会において選考の上、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び許可)

**第25条** 前条の規定による選考に合格した者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出すると共に、別に定める納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

**第26条** 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、当該学部教授

会において選考の上、学長は入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者又は中途退学した者
- (2) 短期大学を卒業した者又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、かつ総授業時数が1,700時間以上）を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者又は同等以上の学力があると認められた者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した履修科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、当該学部教授会の意見を聞いて、学長が定める。

3 第1項及び前項に関する必要な事項は別に定める。

(転入学)

**第26条の2** 他の大学に在学している者で、本学への入学を志願する者があるときは、当該学部教授会において選考の上、学長は入学を許可する。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した履修科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、当該学部教授会の意見を聞いて、学長が定める。

3 第1項及び前項に関する必要な事項は別に定める。

(再入学)

**第26条の3** 第27条及び第32条の規定により、本学を退学又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、当該学部教授会において選考の上、学長は入学を許可する。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した履修科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、当該学部教授会の意見を聞いて、学長が定める。

3 第1項及び前項に関する必要な事項は別に定める。

(転学部・転学科)

**第26条の4** 他の学部・学科に転学部・転学科を希望する者は、当該学部教授会において選考の上、学長は相当年次に転学部・転学科を許可する。

2 前項に関する必要な事項は別に定める。

(退学)

**第27条** 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(休学)

**第28条** 疾病その他やむを得ない事情により2ヵ月以上就学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は疾病のため就学することが適当ないと認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

**第29条** 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続きさらに1年まで延長することができる。

**2** 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

(復学)

**第30条** 休学の期間が満了したとき又はその期間中に当該休学の事由が消滅したときは、学長の

許可を得て復学するものとする。

(転学)

**第31条** 転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(外国留学)

**第31条の2** 外国の大学又は短期大学へ留学しようとする者は、学長の許可を得なければならな

い。

**2** 前項に関して必要な事項は別に定める。

(除籍)

**第32条** 次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会の意見を聞いて、学長が除籍する。

(1) 第7条第2項から第5項の各号の一に規定する在学年限を超えた者

(2) 休学の期間が満了し、復学を届けでない者

(3) 第29条第2項の規定する休学の期間を超えた者

(4) 授業料その他学費の納付を怠り、催促してもなお納入しない者

(5) 死亡又は行方不明の届出のあった者

(6) 留学の期間が満了し、留学終了の届出を行わない者

(7) 第43条第3項による退学を勧告しても応じない者

(復籍)

**第32条の2** 前条第4号により除籍された者が未納となっていた授業料その他学費の全額及び所

定の復籍料を納入した場合には、当該学部教授会の意見を聞いて学長は復籍を許可することができる。

**2** 前項に関して必要な事項は別に定める。

## 第8章 学費

(学費)

**第33条** 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費、その他の納付金に関する事項は別表2のとおりとする。

**2** 授業料等納付に関する事項は別に定める。

(退学等の場合の学費)

**第33条の2** 退学若しくは転学した者、退学を命ぜられた者及び第43条による停学中の者であっても、当該期の授業料等全額を納入しなければならない。

**2** 休学の許可を受けた者の授業料等の納付については別に定める。

(納付金の返還)

**第34条** 既に納付した学費及びその他の納付金は返還しない。

(学費の未納)

**第35条** 授業料その他の納付を怠った者には、期末試験の受験を停止、又は除籍することがある。

## 第9章 職員組織

(職員)

**第36条** 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 学長は所定の手続を経て、前項のほか必要な職員を置くことができる。

## 第10章 大学協議会・教授会

(大学協議会)

**第36条の2** 本学に大学協議会を置く。大学協議会では、学長が必要な学事に関する決定、判断を行うに当たり、審議し、意見を述べる。

(大学協議会の審議事項)

**第36条の3** 大学協議会は次の事項を審議する。

- (1) 中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (2) 学則その他の教育研究に係る規程の制定又は改廃に関する事項
- (3) 教員人事に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 学生の修学、生活、就職等に対する支援に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業及び課程の修了、学生の懲戒、その他学生の在籍、学位の授与に関する事項
- (7) 入試の基本計画に関する事項
- (8) 教育研究に関する自己点検・評価に関する事項
- (9) その他、教育研究に関する事項

(大学協議会の規程)

**第36条の4** 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

**第37条** 本学の学部に教授会を置く。

2 教授会は教授、准教授、講師及び助教の他、基幹教員の資格を持つ者をもって構成する。  
3 教授会は学部長が招集する。

(教授会の審議事項)

**第38条** 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、退学、留学、休学、除籍、転学部・転学科、卒業、復籍に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項

- (3) その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの  
(教授会規程)

**第39条** 教授会に関する規程は、別に定める。

### 第11章 科目等履修生、単位互換履修生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

**第40条** 本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、授業及び研究に支障をきたさない限りにおいて、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(単位互換履修生)

**第40条の2** 他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）との協議により、当該大学又は短期大学の学生であって本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、授業及び研究に支障をきたさない限りにおいて、選考の上、単位互換履修生としてこれを許可することがある。

2 単位互換履修生（特別聴講学生）に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

**第40条の3** 本学において研究指導を受けることを志願する者については、授業及び研究に支障をきたさない限りにおいて、選考の上、研究生としてこれを許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

**第41条** 外国人で入学又は編入学を志願する者については、当該学部教授会において選考の上、学長は入学を許可する。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

### 第12章 賞罰

(表彰)

**第42条** 学生の表彰は、別に定める。

(罰則)

**第43条** 本学の規則に反し、又は学生としての本分に反した者については、学長は、大学協議会の意見を聞き、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 学業成績不良で成業の見込がないと認められた者
- (2) 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- (3) 正当な理由なくして出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 学生の主催する学内団体で本学の精神にもとるもの及び、著しく学内の秩序を乱した者に対して、学長は、解散、その他必要措置を命ずることができる。

5 停学期間は、第7条に規定する在学期間に算入し、短期間のものを除き修業年限に算入しない。

### 第13章 公開講座

(公開講座)

**第44条** 地域住民の要望に応え、地域文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は別に定める。

(キャリア支援)

**第45条** 前第12条に定める教育課程とは別に、学生のキャリア支援のための学修プログラムを実施することができる。

### 附則

1 この学則は平成13年4月1日から施行する。

2 この学則は、改正（第13条、第22条、第19条の2）により平成14年4月1日から施行する。

3 この学則は、改正（第22条）により平成16年1月1日から施行する。

4 この学則は、改正（第40条の2）により平成17年3月24日から施行する。

5 この学則は、改正（第13条、第19条の2、第19条の3、第19条の4、第33条、第33条の2、別表1）により平成17年4月1日から施行する。

6 平成16年度以前の入学生及び平成18年度以前の編入学生について、第13条の（4）、第19条の3、第19条の4は適用しない。

7 平成13年度から平成17年度までの学生定員は、以下のとおりとする。

入学定員200名、編入学定員（3年次）20名、収容定員840名

8 この学則は、改正（第6条、第12条、第12条の2、別表1）により平成18年4月1日から施行する。

9 平成16年度以前の入学生及び平成18年度以前の編入学生については、第13条の（2）は適用せず、外国語及び基礎・専門演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

10 この学則は、改正（第1条、第3条、第6条、第12条の2、第12条の3、第19条の2、第19条の3、第19条の5、第20条、第26条の4、第33条、第36条、第37条、別表1、別表2）により平成19年4月1日から施行する。

11 この学則は、改正（第2章章見出し、第3条条文見出し、第3条第2項から第4項まで追加、第12条、第12条の2、第13条、第26条、別表1）により平成20年4月1日から施

行する。

1 2 この学則は、改正（第7章章見出し、第31条の2追加、第32条）により平成15年4月1日にさかのぼって施行する。

1 3 この学則は、改正（第11章章見出し、第40条の2追加、第40条の3条番号）により、平成16年4月1日にさかのぼって施行する。

1 4 この学則は、改正（第12条、別表1）により平成21年4月1日から施行する。

1 5 この学則は、改正（第1条、第12条、第36条の2追加、第36条の3追加、第36条の4追加、第38条、別表1）により平成22年4月1日から施行する。

1 6 この学則は、改正（第7条、第12条、第15条、第19条の2、第33条、別表1）により平成23年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は平成22年度以前の入学生及び平成24年度以前の編入学生には適用しない。

1 7 この学則は、改正（第9条、第11条、第12条、別表1）により平成24年4月1日から施行する。

1 8 この学則は、改正（第7条、第21条、第26条、第26条の2、第26条の3、第32条、第42条）により平成25年4月1日から施行する。

1 9 この学則は、改正（第11章章見出し、第2条、第3条、第6条、第7条、第12条、第12条の2、第12条の3、第19条、第20条、第22条、第26条、第26条の2、第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第31条の2、第32条、第36条の3、第38条、第41条、第43条、別表1、別表2）により平成26年4月1日から施行する。

2 0 人間学部子ども発達学科は、平成26年度から学生募集を停止し、改正後の第3条、第6条、第12条の2、第12条の3、第20条の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学科に在籍する者が在籍しなくなるまでの間存続し、従前の規定を適用する。

2 1 この学則は、改正（第4条、第6条、第19条、第26条、第26条の2、第26条の3、第26条の4、第27条、第29条、第31条の2、第32条、第36条の2、第36条の3、第36条の4、第37条、第38条、第39条、第43条、別表1、別表2）により平成27年4月1日から施行する。

2 2 この学則は、改正（第3条、第6条、第20条、第32条、別表1、別表2）により平成28年4月1日から施行する。

2 3 この学則は、改正（第3条、第6条、第12条の2、第19条、第20条、第24条、第26条、第26条の2、第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第31条の2、第32条、第36条の3、第37条、第38条、第45条、別表1）により平成29年4月1日から施行する。

2 4 この学則は、改正（第12条の2、別表1）により平成30年4月1日から施行する。

2 5 この学則は、改正（第32条の2追加、別表1）により平成31年4月1日から施行する。

2 6 この学則は、改正（別表1）により令和2年4月1日から施行する。

2 7 この学則は、改正（第12条の4、第19条）により令和2年4月1日から施行する。

- 2 8 この学則は、改正（第6条）により令和2年4月1日から適用する。
- 2 9 この学則は、改正（第36条の2、第36条の3、第36条の4、第37条、第43条、別表1、別表2）により令和3年4月1日から施行する。
- 3 0 この学則は、改正（第6条）により令和4年4月1日から施行する。
- 3 1 この学則は、改正（第12条、第12条の4、第26条、第26条の2、別表1）により令和4年4月1日から施行する。
- 3 2 この学則は、改正（第38条、別表1）により令和5年4月1日から施行する。
- 3 3 この学則は、改正（別表1）により令和5年9月1日から施行する。
- 3 4 この学則は、改正（第3条、第6条、第10条、第12条、第12条の2、第14条、第15条、第16条、第19条、第20条、第24条、第26条、第26条の2、第26条の3、第26条の4、第27条、第28条、第31条の2、第32条、第32条の2、第33条、第33条の2、第35条、第36条、第36条の3、第37条、第41条、別表1、別表2）により、令和7年4月1日から施行する。
- 3 5 経営学部地域ビジネス学科及び国際ビジネス学科は令和7年度から、経営学部国際ビジネス学科3年次編入生は令和9年度からの学生募集を停止し、改正後の第3条、第6条、第20条の規定にかかわらず、令和7年3月31日（経営学部国際ビジネス学科3年次編入生は令和9年3月31日）に当該学部学科に在籍する者が在籍しなくなるまでの間存続し、従前の規定を適用する。

別表1（令和7年度以降入学生適用）

## 教育課程表

(教育学部子ども発達学科)

授業科目の区分		単位数		学年 配当	備考
		必修	選択		
東邦 コア 科目	学園理念から読み解く現代社会		2	1	
	基礎演習Ⅰ	2		1	
	基礎演習Ⅱ	2		1	
	総合演習Ⅰ	2		2	
	総合演習Ⅱ	2		2	
総合教養 科目	東邦プロジェクトA		2	1	
	東邦プロジェクトB		2	2	
	東邦プロジェクトC		4	2	
	東邦プロジェクトD		4	3	
	入門ボランティア		2	1	
	海外研修A		2	1・2・ 3・4	
	海外研修B		2	1・2・ 3・4	
	海外研修C		4	1・2・ 3・4	
リベラルアーツ 科目	アカデミック	経済学		2	1
		政治学		2	2
		文学		2	1
		世界史		2	1
		日本史		2	1
		社会学		2	1
		哲学		2	2
		文化人類学		2	2
		心理学		2	1
		倫理学		2	2

授業科目の区分		単位数		学年 配当	備考
		必修	選択		
アカデミック	生命科学		2	2	
	スポーツ科学		2	2	
	地理学		2	2	
	<u>憲法</u>		<u>2</u>	1	
	自然科学概論		2	1	
総合教養科目	技術革新と未来社会		2	2	
	インターネット社会論		2	2	
	メディアコンテンツ入門		2	2	
	地域コミュニティ論		2	2	
	グローバルリスク		2	2	
	名古屋の歴史と文化		2	1	
	都市空間と地域まちづくり		2	2	
	異文化コミュニケーション		2	2	
	世界の食文化		2	1	
	世界の芸術		2	2	
	音楽と社会		2	2	
	サブカルチャー論		2	2	
	演劇論		2	2	
	食と健康		2	1	
	わたしたちの身体		2	1	
	高齢社会論		2	2	
	福祉と社会		2	1	
	宗教と社会		2	2	
	国際組織論		2	2	
リベラルアーツ科目	ジェンダー論		2	3	
	環境リテラシー		2	3	
	地震と安全		2	3	
	日本の文化		2	1	留学生限 定科目
	健康・スポーツ実習		2	1	

授業科目の区分			単位数		学年 配当	備考
			必修	選択		
リベラルアーツ科目	カルチャー	スポーツ実技(フィットネス&エアロビ)		1	2	
		スポーツ実技(ストレッチング&ヨガ)		1	2	
		スポーツ実技(マシントレーニング)		1	2	
		スポーツ実技(球技)		1	2	
スキル科目	コミュニケーション	アカデミックライティングⅠ		2	1	
		アカデミックライティングⅡ		2	1	
		プレゼンテーション技術		2	2	
		クリティカル・ロジカルシンキング		2	2	
		システム思考入門		2	2	
	語学	英語Ⅰ		<u>1</u>	1	
		英語Ⅱ		<u>1</u>	1	
		英語Ⅲ		1	2	
		英語Ⅳ		1	2	
		英語オーラルコミュニケーションⅠ		1	1	
		英語オーラルコミュニケーションⅡ		1	1	
		中国語総合Ⅰ		1	1	
		中国語総合Ⅱ		1	1	
		中国語オーラルコミュニケーションⅠ		1	1	
		中国語オーラルコミュニケーションⅡ		1	1	
		韓国語入門		1	2	
		スペイン語入門		1	2	
		フランス語入門		1	2	
		ポルトガル語入門		1	2	
ンス 理 ・ デ リ テ ラ サ シ エ	数理の世界		2	1		
	確率と統計		2	2		
	PC・ネットワーク入門		<u>2</u>	1		
	データリテラシーⅠ		2	1		

授業科目の区分			単位数		学年配当	備考
			必修	選択		
総合教養科目	目 ス キ ル 科	 数理・ サイエ ンス・ データ 分析・ デー ラシ ズ・ ス・ タ	データリテラシーⅡ	2	2	
			AIリテラシー	2	2	
	ライフデザイン科目	キャリア形成	ライフデザイン	2	1	
			キャリア基礎	2	1	
			キャリアプランニングⅠ	2	2	
			キャリアプランニングⅡ	2	3	
			リーダーシップ入門	2	2	
			アントレプレナーシップ入門	2	1	
	就業体験		キャリア体験	2	2	
			キャリア体験実習A	1	2・3	
			キャリア体験実習B	2	2・3	
			キャリア体験実習C	4	2・3	
専門科目	基礎科目		教育学概論	2	1	
			発達心理学	2	1	
			社会福祉概論	2	1	
			教職概論	2	1	
			教育心理学	2	1	
	基幹科目		保育原理	2	1	
			社会的養護Ⅰ	2	1	
			保育者論	2	3	
			教育社会学	2	3	
			教育課程論	2	2	
			保育の計画と評価	2	3	
			教育法規	2	3	
			教育史	2	3	
			子ども家庭福祉	2	1	
	展開科目	の理解に関する 教育・保育対象 科目	保育内容総論	1	1	
			子どもの理解と援助	1	2	
			子どもの保健	2	1	
			子どもの健康と安全	1	3	

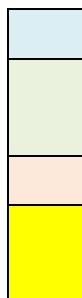
授業科目の区分		単位数		学年配当	備考
		必修	選択		
専門科目	の理解教育に関する科目 領域・教科・教育技能に関する科目 展開科目	子どもの食と栄養	2	3	
		子ども家庭支援論	2	3	
		<u>多文化理解教育</u>	<u>2</u>	3	
		幼児と健康	1	2	
		幼児と人間関係	1	2	
		幼児と環境	1	2	
		幼児と言葉	1	2	
		幼児と音楽表現	2	2	
		幼児と造形表現	2	1	
		幼児と身体表現	2	1	
		国語	2	2	
		社会	2	2	
		算数	2	3	
		理科	2	3	
		生活	2	2	
		音楽基礎	2	1	
		音楽	1	1	
		音楽表現技術	1	3	
		音楽表現技術特別演習	1	4	
		图画工作	2	1	
		家庭	2	3	
		<u>体育</u>	<u>2</u>	1	
		小学校英語	2	3	
		<u>専門スポーツ実習（器械運動）</u>	<u>1</u>	1	
		<u>専門スポーツ実習（陸上競技）</u>	<u>2</u>	1	
		<u>専門スポーツ実習（ダンス）</u>	<u>1</u>	2	
		<u>専門スポーツ実習（球技）</u>	<u>2</u>	2	
		<u>総合野外活動実習Ⅰ</u>	<u>1</u>	1	
		<u>トレーニング実習</u>	<u>1</u>	1	
		<u>スポーツ社会学</u>	<u>2</u>	2	

授業科目の区分			単位数		学年 配当	備考
			必修	選択		
専門科目	展開科目	領域・教科・教育技能に関する科目	<u>バイオメカニクス</u>	2	2	
			<u>トレーニング科学</u>	2	2	
			<u>解剖生理学 I</u>	2	1	
			<u>解剖生理学 II</u>	2	1	
			<u>運動生理学</u>	2	2	
			<u>衛生学</u>	2	2	
			<u>学校保健</u>	2	3	
			<u>小児保健論</u>	2	1	
			<u>救急処置法</u>	2	2	
			<u>総合表現技術</u>	2	3	
		国語・算数・社会・理科・音楽・体育等の各教科	<u>教育方法論</u>	2	2	
			保育内容（健康）	2	2	
			保育内容（人間関係）	2	2	
			保育内容（環境）	2	2	
			保育内容（言葉）	2	2	
			保育内容（音楽表現）	2	2	
			保育内容（造形表現）	2	2	
			保育内容（身体表現）	2	2	
			国語科教育法	2	2	
			社会科教育法	2	3	
			算数科教育法	2	3	
			理科教育法	2	3	
			生活科教育法	2	2	
			音楽科教育法	2	2	
			図画工作科教育法	2	2	
			家庭科教育法	2	3	
			体育科教育法	2	2	
			小学校英語教育法	2	3	
			<u>保健体育教育法 I</u>	4	3	

授業科目の区分		単位数		学年 配当	備考
		必修	選択		
専門科目	教育・保育の内容・方法に関する科目	保健体育教育法Ⅱ	4	3	
		情報機器の活用に関する理論と方法	1	1	
		特別支援教育論	2	3	
		道徳教育の指導法	2	3	
		総合的な学習の時間等の指導法	2	3	
		特別活動の指導法	2	3	
		児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	3	
		児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	2	3	
		児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅱ	2	3	
		障害児保育	2	2	
		乳児保育Ⅰ	2	2	
		乳児保育Ⅱ	1	2	
		社会的養護Ⅱ	1	3	
		生徒指導論	1	3	
実習科目	指導・相談に関する科目	進路指導論	1	3	
		幼児理解の理論と方法	1	3	
		教育・保育相談	2	3	
		子ども家庭支援の心理学	2	3	
		子育て支援	1	3	
		サービス・ラーニングⅠ	1	1	
体験・実践科目		サービス・ラーニングⅡ	1	1	
		学校フィールド・ラーニングⅠ	1	2	
		学校フィールド・ラーニングⅡ	1	2	
		学校フィールド・ラーニングⅢ	1	3	
		子どもフィールド・ラーニング	1	2	
		教育実習事前及び事後の指導(幼稚園)	2	3	
		教育実習事前及び事後の指導(小学校)	2	4	

授業科目の区分		単位数		学年 配当	備考
		必修	選択		
専門科目	実習科目	教育実習事前及び事後の指導 (中・高)	2	4	
		教育実習（幼稚園）	4	3	
		教育実習（小・中）	4	4	
		保育実習事前指導 I A	2	2	
		保育実習事前指導 I B	2	2	
		保育実習指導 I A	2	2	
		保育実習指導 I B	2	2	
		保育実習 I A	2	2	
		保育実習 I B	2	2	
		保育実習 II 事前事後指導	2	3	
		保育実習 III 事前事後指導	2	3	
		保育実習 II	2	3	
		保育実習 III	2	3	
演習科目	総合	児童館実習 I	2	3	
		児童館実習 II	2	4	
ゼミナール	演習	教職実践演習（幼・小・中・高）	2	4	
		保育・教職実践演習	2	4	
	ゼミナール	専門演習 I	2	3	
		専門演習 II	2	3	
		専門演習 III	2	4	
		専門演習 IV	2	4	
		卒業研究	4	4	

## ※凡例



- 【小一種免・幼一種免】免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目
- 【小一種免・幼一種免・中一種免（保健体育）】各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等
- 【中一種免（保健体育）】免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目
- 【中一種免（保健体育）】学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、保健体育に関連する科目

愛知東邦大学

## 全学履修規程（案）

大学協議会

平成23年3月9日制定

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規程は、愛知東邦大学学則（以下「学則」という。）第5章（教育課程及び履修方法等）、第6章（卒業の要件等）に定める事項について定める。

### 第2章 卒業条件等

(卒業条件)

**第2条** 本学を卒業するためには、4年間以上にわたり在学し、学則のほかにこの規程に規定するところに従い、所定の単位を修得しなければならない。

(卒業要件単位数)

**第3条** 学則第19条に定める卒業に必要な単位は、別表1のとおりとする。

### 第3章 履修コース・履修登録等

(コース制)

**第4条** 養成する人材像を明確に示し、そのための体系的な学修を確実に行うことの目的に、各学部学科にコースを置くことができる。

2 教育学部子ども発達学科における各コースの目的は、以下のとおりである。

- (1) 教員養成コースは、就学前教育を理解した小学校教諭の他、中学校教諭を養成する。
- (2) 保育・幼児教育コースは、幼稚園教諭および保育士を養成する。

(教育学部各コースの履修基準・コース必修および取得可能な免許状と資格)

**第4条の2** 教育学部子ども発達学科における各コースの専門科目履修基準およびコース必修は別表2のとおりとする。

2 教育学部各コースで取得可能な免許状及び資格は、以下のとおりとする。

- (1) 教員養成コース：小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状

(2) 保育・幼児教育コース：幼稚園教諭一種免許状、保育士資格、児童厚生1級指導員資格  
(多様なメディアを高度に利用して行う授業)

**第4条の3** 本学において「多様なメディアを高度に利用して行う授業」を実施することができる。実施に関する詳細は別に定める。

(履修登録)

**第5条** 授業科目を履修し単位を修得するためには、毎学期のはじめ、所定の期間に履修科目を

登録しなければならない。登録をしていない科目的履修をすること及び受験をすることはできない。

- 2 病気、その他やむをえない理由により所定の期間に履修登録できない場合は、直ちに届け出て指示をうけなければならない。ただし、学期開講日数の3分の1を経過した科目的履修登録は認めない。
- 3 4年次後期開設の「専門演習」または「卒業研究指導」を履修し、かつ本人が9月卒業を希望する場合は、所属学部長の承諾を得たうえで、前期に開講される科目と同時開講もしくは特別開講として履修することができる。該当者が複数の場合は、特別クラスとして開設することを可能とする。
- 4 本学が指定する期間に、必修科目を除く科目的履修登録削除を行うことができる。

(履修単位)

**第6条** 各学期に履修登録できる授業単位数の上限は24単位とする。

- 2 長期休暇中に実施する集中講義科目の他、教務委員会と関係機関が協議し特段の理由が認められた科目を履修する場合は前項の上限を超えて履修登録することができる。
- 3 人間健康学部人間健康学科の教職課程において、総合教養科目・全学共通科目または専門科目に含まれない教職課程の科目を履修する場合は、第1項の上限を超えて履修登録することができる。
- 4 履修登録学期の直前学期のGrade Pointの平均値(Grade Point Average 以下「GPA」という。)が3.0以上の場合、第1項の上限を超えて4単位分の科目を追加して履修登録することができる。

(履修の制限)

**第7条** 既に単位を修得した科目は、履修することができない。

- 2 必修科目的再履修は、原則として次年度において行わなければならない。
- 3 上級学年配当科目は、履修することができない。
- 4 同一時限に2つ以上の科目を重複して履修することはできない。ただし、科目的授業時間数が8週以下の科目は除く。
- 5 科目により、履修人数を制限することがある。

#### 第4章 授業

(授業時間数)

**第8条** 授業時間数は、前期及び後期に、それぞれ15週を原則とする。

(授業時間帯)

**第9条** 授業時間帯は次のように定める。

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30

※なお、土曜日の授業時間帯については、1時限から4時限までとする。

(授業の変更)

**第10条** 年度途中、やむをえない事情で、授業の日程や教室を変更する場合がある。変更についてはその都度通知する。

(休講)

**第11条** やむをえない事情により授業が行えない場合は休講とする。また、その他教務委員長が判断した場合は休講とする。休講はその都度通知する。

- 2 天候不良に伴い名古屋市に特別警報・警報が発令された場合の休講基準は別に定める。
- 3 「南海トラフ地震に関する情報」が発令された場合は、全授業を直ちに中止する。
- 4 防災規程第17条に定める災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の判断に基づき、全ての科目を休講とする。

## 第5章 試験および単位の認定等

(試験の種類)

**第12条** 試験の種類は、期末試験、追試験、再試験とする。

- 2 担当教員が必要と認めた場合は、前項の規定に関わらず授業内に試験を行うことができる。

(試験の方法)

**第13条** 試験の方法は、筆記試験、実技試験、レポート試験のいずれか、ならびにその他の方法によるものとする。試験の方法は担当教員が定める。

(試験の発表)

**第14条** 期末試験、追試験、再試験における試験の方法、期日等はあらかじめ告知する。

(試験の実施)

**第15条** 期末試験、追試験、再試験における筆記試験および実技試験は次の通り実施する。

- (1) 試験時間は原則として1科目60分とし、試験時間帯は次のように定める。なお、学生は次に定める説明開始時刻までに入室するものとする。

	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
説明開始時刻	9:00	10:40	13:00	14:40	16:20	18:00
試験時間	9:10～ 10:10	10:50～ 11:50	13:10～ 14:10	14:50～ 15:50	16:30～ 17:30	18:10～ 19:10

(2) 受験に際しては学生証を机上に提示しなければならない。学生証を携帯していない場合は、受験許可証をもって代えることができる。

(3) 入室時刻後10分を経過した後は試験場への入室は認めない。また試験開始後30分以内は退室を認めない。なお、中途退室する場合も解答用紙は必ず提出しなければならない。

(レポート試験の方法)

**第16条** 期末試験、追試験、再試験におけるレポート試験の提出は、特別な指示がない限り、指定された期日、方法で提出しなければならない。

(その他の方法)

**第16条の2** その他の方法により試験を実施する場合は、各授業担当者より具体的な方法等を示さなければならない。

(受験資格)

**第17条** 次の各号に該当する場合は、期末試験、追試験および再試験の受験資格がないものとする。

- (1) 履修登録をしていない科目
- (2) 授業の欠席が3分の1を超えた科目
- (3) 学費を納めていない者の全科目

(平常試験)

## 第18条

(削除)

(期末試験)

**第19条** 期末試験は前期末試験ならびに後期末試験とし、期間を定めて実施する。

2 集中講義科目およびその他の方法による期末試験は別に期日を定めて実施することができる。

(追試験)

**第20条** 前条の期末試験の当日に次の事由により受験できなかった場合は、教務委員会の審査のうえ当該科目的追試験を実施する。

2 前項の追試験には、レポートによる試験を含める。

事由	証明書
災害等	被災証明書
交通事故	事故証明書
病気・けが	診断書あるいは入院証明書
就職試験（就職試験を受験する条件として課されている説明会参加を含む）	受験証明書（就職試験を受験する条件として課されている説明会参加証明書）
第2親等以内の葬儀 (死亡の日から7日以内)	会葬御礼等
その他大学が認める事由	事由書

(追試験手続)

**第21条** 追試験受験希望者は、期末試験試験最終日翌日から3日以内に証明書を添えて願い出なければならない。

(再試験)

**第22条** 期末試験および授業内試験の成績が不合格(D)でかつ30点以上の者に対して、担当者の判断により再試験を実施する場合は、所定の期日までに所定の様式により再試験を願い出たときに、これを許可する。

(再試験手続)

**第23条** 再試験を許可された者は、1科目2,000円の再試験料を納めなければならない。

(不正行為)

**第24条** 期末試験、追試験、再試験において不正行為をおこなった場合の処置については、別に定める。

(単位の修得)

**第25条** 単位は、期末試験、平常評価、追試験、再試験において合格と判定された場合に修得できるものとする。

(単位の認定)

**第26条** 単位の認定は、各授業担当者が行うものとする。

(成績評価等)

**第27条** 成績は下記の基準によって評価し、A+・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

評価	素点	Grade Point
A+	100点から90点	4
A	89点から80点	3
B	79点から70点	2
C	69点から60点	1
D	59点以下	0

2 再試験の成績評価は、Cを合格、Dを不合格とする。

3 編入学ならびに転入学生の既修得単位、および他の大学又は短期大学における既修得単位、他の大学又は短期大学以外の教育施設等における学修による単位、愛知県単位互換事業等により他大学等で修得した単位の認定は、N（認定）と表示し、成績評価は表示しない。

4 試験を受験しなかった場合は、K（棄権）と表示し、Grade Point を「0」とする。

5 懲戒処分等による失格は、Sと表示し、Grade Point を「0」とする。

6 再試験を受験した場合、60点以上の者に対しては、素点を60点とし、成績評価をCとする。

(成績発表)

**第28条** 成績の発表は、大学の指定する期間に行う。

(進級制限)

**第29条** 2年次終了時に以下のいずれかの要件を満たしていない者については、第2項に規定する場合を除き、3年次への進級を認めないものとする。当該進級制限は、教授会の意見を聞いて学長が行う。

(1) 卒業要件に含まれる総修得単位数が50単位以上

(2) 通算GPAが0.5以上

(3) 「基礎演習I」「基礎演習II」の単位修得

2 教授会は、前項第3号の条件を満たしたうえで、卒業要件に含まれる総修得単位数が40単位以上50単位未満の単位を修得している者については、仮進級として3年次への進級

を認めることができる。

- 3** 仮進級した者のうち3年次終了時に以下のいずれかの要件を満たしていない者については、4年次への進級を認めないものとする。当該進級制限は、教授会の意見を聞いて学長が行う。
- (1) 卒業要件に含まれる総修得単位数が80単位以上
  - (2) 通算GPAが0.5以上
- (学業指導及び退学勧告)

**第30条** 第27条に定めるGPAが1.0未満の場合は、当該学期に学科教員による面談指導を行う。

- 2** GPAが2期連続して1.0未満の場合は、学科教員は前項の面談指導に加え、当該学生の保証人と学業継続支援についての協議を行う。
- 3** GPAが4期連続して1.0未満の場合は、学部長が面接を行う。学部長は面接結果を教授会に報告し、学業成績改善の可能性が認められないと教授会および大学協議会にて認定された場合は、学長が退学勧告を行う。

#### 附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、教授会制定の「教職課程履修細則」を廃止する。
- 3 この規程は改正（第11条）により、平成24年9月5日より施行する。
- 4 この規程は改正（第3条、第4条、第4条の2（追加）、第5条、第6条、第15条）により、平成26年4月1日から施行する。
- 5 第4条、第4条の2は、平成26年度入学生より適用する。
- 6 （削除）
- 7 この規程は改正（第26条、第29条）により、平成27年4月1日から施行する。
- 8 平成27年度以前の入学生については、改正後の第4条、第6条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 9 この規程は改正（第3条、第4条、第6条、第15条、第26条、第29条、第30条）により、平成28年4月1日から施行する。
- 10 この規程は改正（第29条）により、平成30年3月1日から施行する。
- 11 この規程は改正（第3条、別表2）により、平成30年4月1日から施行する。
- 12 この規程は改正（第3条、第4条、第5条、別表2）により、平成31年4月1日より適用する。
- 13 この規程は改正（第1条、第2条、第5条、第6条、第7条、第10条、第11条、第14条、第22条、第24条、第27条）により、令和2年4月1日より施行する。
- 14 この規程は改正（第4条の3、第16条の2、第19条）により、令和2年7月1日より施行する。
- 15 この規程は改正（第3条、第4条、第4条の2、第5条、第6条）により、令和3年4月

1日より施行する。

1 6 令和2年度以前の入学生については、改正後の第4条および第6条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

1 7 この規程は、令和3年4月1日付けの組織改編に伴い、制定権限および制定機関を大学協議会に変更し適用する。

1 8 この規程は改正（第3条、第5条、第6条、第27条、第30条、別表2）により、令和4年4月1日より施行する。

1 9 この規程は、改正（第3条、第4条、第4条の2、第11条、第12条、第13条、第17条、第29条、附則、別表1、別表2）により、令和5年4月1日より施行する。

2 0 令和4年度以前の入学生については、改正後の第29条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

2 1 この規程は、改正（第6条、第15条、第21条、第22条、第24条）により、令和5年6月1日より適用する。

2 2 この規程は、改正（第4条、第4条の2、別表1、別表2）により、令和7年4月1日より適用する。

別表1 卒業要件単位数

## (4) 教育学部子ども発達学科

入学年次	総合教養科目	専門科目	開設科目全域	合計
令和4年度以降入学生	26単位（内、必修科目8単位）	90単位（内、必修および選択必修科目24単位）	8単位	124単位

別表2 教育学部各コースの履修基準・コース必修および取得可能な免許状と資格

## (6) 令和7年度以降入学生適用

区分	授業科目	授業形態	学年配当	保育・幼児教育コース必修・選択		教員養成コース必修・選択		免許・資格の科目				
				必修	選択	必修	選択	保	幼	小	中	児
基礎科目	<u>教育学概論</u>	講義	1年	2		2		◎	◎	◎	◎	◎
	<u>発達心理学</u>	講義	1年	2		2		◎	◎	◎	◎	◎
	<u>社会福祉概論</u>	講義	1年	2		2		◎		◎	◎	
	<u>教職概論</u>	講義	1年	2		2			◎	◎	◎	◎
	<u>教育心理学</u>	講義	1年	2		2		○	○	○	○	○
専門科目	保育原理	講義	1年	2				◎				
	<u>社会的養護I</u>	講義	1年	2			2	◎	◎	○	○	○
	保育者論	講義	3年		2			◎				
	<u>教育社会学</u>	講義	3年		2		2		◎	◎	◎	
	<u>教育課程論</u>	講義	2年		2		2		◎	◎	◎	
	保育の計画と評価	講義	3年		2			◎				
	<u>教育法規</u>	講義	3年		2		2		○	○	○	
	<u>教育史</u>	講義	3年		2		2		○	○	○	
	子ども家庭福祉	講義	1年		2			◎				
	保育内容総論	演習	1年	1			1	◎	◎			
展開科目	子どもの理解と援助	演習	2年		1			◎				
	<u>子どもの保健</u>	講義	1年		2			◎				
	子どもの健康と安全	演習	3年		1		1	◎				
	子どもの食と栄養	演習	3年		2			◎				
	子ども家庭支援論	講義	3年		2			◎				
	<u>多文化理解教育</u>	講義	3年		2		2	○	○	○	○	
技能に関する科目	幼児と健康	演習	2年		1		1	◎	◎			
	幼児と人間関係	演習	2年		1		1	◎	◎			
	幼児と環境	演習	2年		1		1	◎	◎			
	幼児と言葉	演習	2年		1		1	◎	◎			

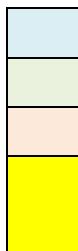
区分			授業科目	授業形態	学年配当	保育・幼児教育コース必修・選択		教員養成コース必修・選択		免許・資格の科目				
						必修	選択	必修	選択	保	幼	小	中	児
専門科目	領域・教科・教育技能に関する科目	展開科目	幼児と音楽表現	演習	2年		2		2	●	◎			
			幼児と造形表現	演習	1年		2		2	●	◎			
			幼児と身体表現	演習	1年		2		2	●	◎			
			国語	演習	2年				2			◎		
			社会	演習	2年				2			◎		
			算数	演習	3年				2			◎		
			理科	演習	3年				2			◎		
			生活	演習	2年		2		2			◎		
			音楽基礎	演習	1年		2		2					
			音楽	演習	1年		1		1			◎		
			音楽表現技術	演習	3年		1		1	○				
			音楽表現技術特別演習	演習	4年		1		1					
			图画工作	演習	1年		2		2			◎		
			家庭	演習	3年				2			◎		
			体育	演習	1年		※		2			◎		
			小学校英語	演習	3年				2			◎		
			<u>専門スポーツ実習（器械運動）</u>	実習	1年				1			◎		
			<u>専門スポーツ実習（陸上競技）</u>	実習	1年				2			◎		
			<u>専門スポーツ実習（ダンス）</u>	実習	2年				1			◎		
			<u>専門スポーツ実習（球技）</u>	実習	2年				2			◎		
			<u>総合野外活動実習I</u>	実習	1年				1			◎		
			<u>トレーニング実習</u>	実習	1年				1			◎		
			<u>スポーツ社会学</u>	講義	2年				2			◎		
			<u>バイオメカニクス</u>	講義	2年				2			◎		
			<u>トレーニング科学</u>	講義	2年				2			◎		
			<u>解剖生理学I</u>	講義	1年				2			◎		
			<u>解剖生理学II</u>	講義	1年				2			◎		
			<u>運動生理学</u>	講義	2年				2			◎		
			<u>衛生学</u>	講義	2年				2			◎		
			<u>学校保健</u>	講義	3年				2			◎		
			<u>小児保健論</u>	講義	1年				2			◎		
			<u>救急処置法</u>	講義演習	2年				2			◎		
			総合表現技術	演習	3年		2		2	◎				

区分			授業科目	授業形態	学年配当	保育・幼児教育コース必修・選択		教員養成コース必修・選択		免許・資格の科目				
						必修	選択	必修	選択	保	幼	小	中	児
専門科目	展開科目	教育・保育の内容・方法に関する科目	教育方法論	講義	2年		<u>2</u>		<u>2</u>	○	◎	◎	◎	◎
			保育内容（健康）	演習	2年		2		2	◎	◎			
			保育内容（人間関係）	演習	2年		2		2	◎	◎			
			保育内容（環境）	演習	2年		2		2	◎	◎			
			保育内容（言葉）	演習	2年		2		2	◎	◎			
			保育内容（音楽表現）	演習	2年		2		2	○	◎			
			保育内容（造形表現）	演習	2年		2		2	○	◎			
			保育内容（身体表現）	演習	2年		2		2	○	◎			
			国語科教育法	演習	2年				2			◎		
			社会科教育法	演習	3年				2			◎		
			算数科教育法	演習	3年				2			◎		
			理科教育法	演習	3年				2			◎		
			生活科教育法	演習	2年				2			◎		
			音楽科教育法	演習	2年				2			◎		
			図画工作科教育法	演習	2年				2			◎		
			家庭科教育法	演習	3年				2			◎		
			体育科教育法	演習	2年				2			◎		
			小学校英語教育法	演習	3年				2			◎		
			保健体育教育法Ⅰ	演習	3年				4			◎		
			保健体育教育法Ⅱ	演習	3年				4			◎		
			情報機器の活用に関する理論と方法	講義	1年				1			◎	◎	
			特別支援教育論	講義	3年		<u>2</u>		<u>2</u>		◎	◎	◎	
			道徳教育の指導法	講義	3年				2			◎	◎	
			総合的な学習の時間等の指導法	講義	3年				2			◎	◎	
			特別活動の指導法	講義	3年				2			◎	◎	
			児童館・放課後児童クラブの機能と運営	講義	3年		2							◎
			児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	講義	3年		2							◎
			児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅱ	講義	3年		2							◎
			障害児保育	演習	2年		2			◎				
			乳児保育Ⅰ	講義	2年		2			◎				
			乳児保育Ⅱ	演習	2年		1			◎				
			社会的養護Ⅱ	演習	3年		1		1	◎				

区分			授業科目	授業形態	学年配当	保育・幼児教育コース必修・選択		教員養成コース必修・選択		免許・資格の科目				
						必修	選択	必修	選択	保	幼	小	中	児
展開科目	指導・相談に関する科目	生徒指導論	講義	3年				1			◎	◎		
		進路指導論	講義	3年				1			◎	◎		
		幼児理解の理論と方法	講義	3年		1		1	○	◎				
		教育・保育相談	演習	3年		2		2		◎	◎	◎		
		子ども家庭支援の心理学	講義	3年		2			◎					
		子育て支援	演習	3年		1			◎					
	体験・実践科目	サービス・ラーニングⅠ	実習	1年		1		1						
		サービス・ラーニングⅡ	実習	1年		1		1						
		学校フィールド・ラーニングⅠ	実習	2年				1						
		学校フィールド・ラーニングⅡ	実習	2年				1						
		学校フィールド・ラーニングⅢ	実習	3年				1						
		子どもフィールド・ラーニング	実習	2年		1								
専門科目	実習科目	教育実習事前及び事後の指導（幼稚園）	演習	3年		2		2		◎				
		教育実習事前及び事後の指導（小学校）	演習	4年				2			◎			
		教育実習事前及び事後の指導（中・高）	演習	4年				2			◎			
		教育実習（幼稚園）	実習	3年		4		4		◎				
		教育実習（小・中）	実習	4年				4			◎	◎		
		保育実習事前指導IA	演習	2年		2			◎					
		保育実習事前指導IB	演習	2年		2			◎					
		保育実習指導IA	演習	2年		2			◎					
		保育実習指導IB	演習	2年		2			◎					
		保育実習IA	実習	2年		2			◎					
		保育実習IB	実習	2年		2			◎					
		保育実習II事前事後指導	演習	3年		2			●					
		保育実習III事前事後指導	演習	3年		2			●					
		保育実習II	実習	3年		2			●					
		保育実習III	実習	3年		2			●			●		
		児童館実習I	実習	3年		2						●		
		児童館実習II	実習	4年		2						◎		
総合実践演習	教職実践演習（幼・小・中・高）	演習	4年					2		◎	◎	◎		
	保育・教職実践演習	演習	4年			2			◎					

区分		授業科目	授業形態	学年配当	保育・幼児教育コース必修・選択		教員養成コース必修・選択		免許・資格の科目				
					必修	選択	必修	選択	保	幼	小	中	児
専門科目	ゼミナール	専門演習Ⅰ	演習	3年	2		2						
		専門演習Ⅱ	演習	3年	2		2						
		専門演習Ⅲ	演習	4年	2		2						
		専門演習Ⅳ	演習	4年	2		2						
		卒業研究				4		4					

※凡例



【小一種免・幼一種免】免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目

【小一種免・幼一種免・中一種免（保健体育）】各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等

【中一種免（保健体育）】免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目

【中一種免（保健体育）】学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、保健体育に関連する科目